

はじめに

- すべての県民が生涯を通じて健康でいきいきと過ごす活力ある長寿社会の実現を目指し、国の「健康日本21」及び「健やか親子21」の地方計画として、平成13年3月に『健康日本21あいち計画』（以下、「あいち計画」という。）を策定しました。（計画期間：平成13年度から平成22年度まで）
この計画の中間年度にあたる平成17年度には、「あいち計画」の中間評価・見直しを「健康日本21あいち計画評価推進部会」等で検討し、『健康日本21あいち計画（改訂版）』を策定しました。



「健康日本21あいち計画」
〔平成13年3月策定〕

- 医療制度改革大綱において、医療費適正化計画に盛り込まれた「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少、特定健康診査・特定保健指導の実施率の目標や、その達成に向けた施策等」について、平成19年度にすべての都道府県で、これらを盛り込んだ^{注)}健康増進計画に改定することとなりました。



「健康日本21あいち計画（改訂版）」
〔平成18年3月策定〕

このため「あいち計画」においても、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部改正について」（以下、「基本方針」という。：平成19年9月告示）及び「都道府県健康増進計画改定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。：平成19年10月通知）に沿って改定（追補版）を実施しました。

^{注)} 健康増進法第8条第1項に基づき、都道府県は、「基本方針」を勘案して、都道府県健康増進計画を策定することとされており、本県では、「健康日本21あいち計画」を健康増進計画として位置づけている。

